○　報告第2号　専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）

※　地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和２年３月３１日に公布され、一部を除き翌４月１日から施行されることに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定により、大仙市税条例等の一部を改正することについて専決処分したので、これを議会に報告するものであります。（令和2年3月31日　令和元年度専決第23号）

１　市民税

①　令和３年度以後の市民税の非課税措置について、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定の要件を満たすもの）を対象に加えることとし、あわせて寡婦（寡夫）控除を見直すこととした。（第２４条関係）

②　令和３年度以後の市民税の所得控除について、ひとり親を対象に加えることとした。（第３４条の２関係）

③　法人市民税の納期限が延長された場合の延滞金割合の見直し（附則第３条の２、附則第４条関係）

④　肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、その適用期限を３年延長することとした。（附則第８条関係）

⑤　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、その適用期限を３年延長することとした。（附則第１７条の２関係）

⑥　所要の条文整理（第３６条の２、第３６条の３の２、第３６条の３の３、第４８条、附則第６条、附則第７条の３の２、附則第１０条、附則第１７条、附則第２６条、第２条の規定による第19条、第20条、第23条、第31条、第48条、第50条及び第52条の改正規定並びに附則第９条の規定による大仙市税条例等の一部を改正する条例（平成28年大仙市条例第33号）の改正規定並びに附則第１０条の規定による大仙市税条例等の一部を改正する条例（平成29年大仙市条例第15号）の改正規定関係）

２　固定資産税

①　所有者不明土地について、公簿上の調査などを行ってもなお所有者が特定できない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税を賦課することができることとした。（第５４条関係）

②　固定資産の所有者が死亡した場合において相続人等の現所有者に必要な事項を申告させることとした。（第７４条の３、第７５条関係）

③　特定水力発電設備及び浸水被害軽減地区内の土地の固定資産税について、わがまち特例制度による軽減措置（4分の3、3分の2）を講ずることとした。（附則第１０条の２関係）

④　所要の条文整理（第６１条、第６１条の２、第１３１条、附則第１０条の４、附則第１１条、附則第１１条の２、附則第１２条、附則第１３条、附則第１３条の３、附則第１３条の４、附則第１５条、附則第２４条関係）

３　軽自動車税

所要の条文整理（附則第１５条の２、附則第１６条及び第３条の規定による大仙市税条例等の一部を改正する条例（平成31年大仙市条例第30号）の改正規定関係）

４　市たばこ税

①　令和３年１０月１日以後において、軽量な葉巻たばこ（1本の重量が1グラム未満）の紙巻たばこへの本数換算（現在は1グラムで紙巻たばこ1本に換算）については、段階的に葉巻たばこ１本をもって紙巻たばこ１本に換算することとした。（第１条の規定による第94条の改正規定、第２条の規定による第94条の改正規定関係）

②　所要の条文整理（第９６条、第９８条並びに附則第８条の規定による大仙市税条例等の一部を改正する条例（平成27年大仙市条例第22号）の改正規定及び附則第11条の規定による大仙市税条例等の一部を改正する条例（平成30年大仙市条例第26号）の改正規定関係）

５　施行期日　所要の経過措置を設け、一部を除き令和２年４月１日から施行

○　報告第3号　専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

※　国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和２年４月１日から施行されることに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定により、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正することについて専決処分したので、これを議会に報告するものであります。（令和2年3月31日　令和元年度専決第24号）

１　国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円（改正前61万円）に、介護納付金に係る課税限度額を17万円（改正前16万円）引き上げることとした。（第２条、第２３条関係）

２　低所得者に対し国民健康保険税を減額する基準について、国民健康保険税を算定する場合における被保険者に乗ずる金額を５割減額世帯にあっては28万5,000円（改正前28万円）に、２割減額世帯にあっては52万円（改正前51万円）にそれぞれ引き上げて算定することとした。（第２３条関係）

３　所要の条文整理（附則第７項及び附則第８項関係）

４　施行期日　一部を除き令和２年４月１日から施行し、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとした。（改正附則第１項及び第２項関係）